

# 国民体育大会馬術競技規程

改定 平成 30 年 4 月 1 日

## 1. ブロック大会開催手続き

- ① ブロック大会を実施する担当都道府県馬術連盟は、ブロック大会実施要項を関係都道府県馬術連盟宛に申し込み締め切りの一か月前迄に送付すること。
- ② ブロック大会を実施する担当都道府県馬術連盟は、ブロック大会の参加料を徴収することができる。
- ③ ブロック大会を実施する担当都道府県馬術連盟は、ブロック大会の終了後、速やかに出場権獲得状況、大会成績、大会実施要項を日本馬術連盟に提出すること。

## 2. 登録

- ① 馬匹は、ブロック大会または本大会の各参加申込書作成時点において、日本馬術連盟に乗馬登録料を納入し申請書類が受理され、登録の手続きが完了していること。
- ② ブロック大会参加都道府県馬術連盟は、ブロック大会参加申込締切日までに（公財）日本スポーツ協会国民体育大会参加申込システムにて参加申込を行うこと。なお、本大会にはブロック大会に参加申込を行った選手および予備登録選手以外は登録できない。
- ③ 監督あるいは選手の参加申し込みに際しては、都道府県馬術連盟の責任において調査確認し、都道府県体育協会承認の上、書類を指定された部署に提出すること。

## 3. 少年について

- ① 少年は、監督にはなれない。
- ② 少年種別は、男女を問わない。

## 4. ホースマネージャー

- ① 選手を兼ねないホースマネージャーの参加資格は、総則 5 における監督と同じ要件とする。ただし、（公財）日本スポーツ協会の指導者資格の有無は問わない。
- ② 選手を兼ねるホースマネージャーの参加資格は、総則 5 における選手と同じ要件とする。
- ③ ホースマネージャーで登録した者は、原則として開催地が準備したホースマネージャー宿舎を利用すること。

## 5. 予備馬

- ① 予備馬は入厩できない。
- ② 予備馬と交代する場合、交代する馬とは別の馬と競技種目を分割して配分することはできない。

## 6. 参加の制限について

- ① 本大会参加人馬実数の 1 都道府県最大限とは、少年団体障害飛越競技に割り振られた選手数および馬匹数を含む数をいう。
- ② 全種目を通じての選手の出場は、合計 2 種目とする（団体障害飛越競技およびリレー競技は除外）。  
※組み合わせの例  
・団体障害飛越（団体）+ リレー（団体）+ 標準障害飛越（個人）= 可  
・トップスコア（個人）+ リレー（団体）+ ダービー競技（個人）= 可  
・馬場馬術（個人）+ トップスコア（個人）+ リレー（団体）+ 団体障害飛越（団体）= 不可
- ③ 団体競技に出場する都道府県が、個人競技用に 5 頭以上の枠を得てエントリーする場合は、団体競技用の馬匹が内国産馬であっても、別途に内国産馬を 1 頭以上含まなければならない。

## 7. 適用規程

- ① 日本馬術連盟競技会規程最新版（以下 JEF 規程と称す）を適用する。
- ② JEF 規程に記載がない場合は、本規程が優先する。
- ③ JEF 規程に記載されているものであっても、本規程で除外する場合は、本規程が優先する。

## 8. 障害飛越競技

- ① JEF 規程を適用する。
- ② 着用が義務づけられている固定式顎紐付き防護帽は、3 点以上が固定されているものであること。なお、練習場においても同様とする。
- ③ JEF 規程第 238 条 2.2 で実施する競技では、第 1 位が同点の場合、ジャンプオフを 1 回実施する。なお、ジャンプオフで同減点・同タイムとなった場合は、同順位とする。

## 9. 馬場馬術競技

- ① JEF 規程を適用する。
- ② 実施課目は以下の通りとする。  
成年：FEI セントジョージ賞典馬場馬術課目 2009（2018 年更新版）  
JEF 自由演技国体成年馬場馬術課目（2018 年更新版）  
少年：FEI ジュニアライダー個人競技馬場馬術課目 2009（2018 年更新版）  
FEI 自由演技ジュニアライダー馬場馬術課目 2006（2009 年改定・2017 年更新版）
- ③ 参加馬の年齢および体高については制限しない。

## 10. 国体総合馬術競技

- ① JEF 規程を適用し、馬場馬術及び障害飛越は減点法とする。
- ② 馬場馬術の実施課目は、FEI 総合馬術競技 2 スター 2015 馬場馬術課目 B とする。
- ③ 同点の扱い：  
最終の成績が同点の場合は、障害飛越の減点が少ない者を上位とする。障害飛越でも同点の場合は、障害飛越における所要タイムが早い者を上位とする。さらに、同じ場合は、馬場馬術競技における総合観察点の合計が高い者を上位とする。総合観察点の合計まで同点となった場合は同順位とする。
- ④ 服装及び馬装については、JEF 規程を適用する。

### 11. 標準障害飛越競技・国体大障害飛越競技

- ① JEF 規程第 238 条 2.2 を適用する。
- ② 採点は、JEF 規程基準 A を適用し、第 1 位が同点の場合は、ジャンプオフを 1 回行う。

### 12. 二段階障害飛越競技

- ① 採点は、JEF 規程基準 A を適用する。
- ② 第一段階は、7 個以内の障害物とし、第二段階は、5 個以内の障害物とする。
- ③ 順位の決定は、第 274 条 5.3（第二段階目の減点と走行時間）による。同減点・同タイムの場合は、全走行時間の早い者を上位とする。
- ④ 第一段階で走行を終了した競技者の順位は、第一段階における減点と走行時間により決定し、第二段階まで走行した競技者の下位とする。

### 13. リレー競技

- ① 採点は、JEF 規程基準 C を適用する。
- ② チーム 2 名で競技場に入場し、コースの前半を走行する第 1 競技者と後半を走行する第 2 競技者に分かれ、スタートラインからフィニッシュラインまでを走行する。

- ③ 第1競技者が前半最後の障害物を飛越し、着地した時点で第2競技者へ交代できるものとする。
- ④ 指定された障害間以外で交代した場合は、失権とする。
- ⑤ 時間は、第1競技者がスタートラインを通過し、第2競技者がフィニッシュラインを通過するまでを計測する。
- ⑥ 順位の決定は、総タイムの少ないチームを上位とする。なお、総タイムが同じ場合は同順位とする。
- ⑦ いずれかの選手が落馬した場合は、チームの失権となる。
- ⑧ チームとして2回目の不従順で失権とする。
- ⑨ 後半の選手がゴールした時点で制限時間を超えた場合は、チームの失権となる。

#### 14. ダービー競技

- ① 採点は、JEF 規程基準 A を適用する。
- ② JEF 規程第 277 条に準じて実施する。なお、距離については当該年度の国体馬術競技実施要項に記載された距離により実施する。
- ③ 順位決定方法は、減点と走行時間により決定する。なお、1位の減点が同じ場合のみ、ジャンプオフを1回行う。
- ④ 服装は、障害飛越競技の服装とする。

#### 15. トップスコア競技

- ① JEF 規程第 270 条を適用する。ただし、12.2 項は適用しない。
- ② 規定時間の終了を知らせるためのベルを鳴らす。規定時間を終了した競技者は、フィニッシュラインを通過すること。その際の通過する方向は問わない。ただし、フィニッシュラインを通過せずに退場した競技者は、失権となる。
- ③ 最高得点を得た競技者が優勝者となる。同点の場合は、スタートラインからフィニッシュラインまでの時間の早い競技者を上位とする。なお、得点と時間が同じ場合は、JEF 規程第 270 条 11 項のジャンプオフを適用せず同順位とする。

#### 16. 団体障害飛越競技

- ① 競技は、各チーム2名によるトーナメント方式とし、各チームが1頭の馬匹を提供して行う。馬匹を提供した団体の選手が前段で騎乗する。
- ② 勝敗は、総減点が少ない団体を勝者とする。
- ③ 同点の場合は、次の順で勝敗を決定する。
  - ア. すべての選手の所要時間合計が少ない団体。
  - イ. 減点0の選手が多い団体。
  - ウ. 最小減点者（同点の場合は時計の早い者）が所属する団体。
  - エ. 失権者が少ない団体。
  - オ. 以上でも決しない場合は、抽選により決定する。
- ④ 失権者の減点算出は下記による。
  - ア. 失権者の所要時間は、失権に至るまでの所要時間に係わらず当該コースの制限時間をその選手の所要時間とする。
  - イ. 失権となった時点において残障害があった場合は、残障害1個について20点の減点を加算する。残障害とは、一度も飛越を試みない障害をさし、コンビネーション障害は、構成物のA、B、Cそれぞれを1個の障害として計上する。
  - ウ. 飛越を試みた障害で失権した場合は、その障害に10点の減点を加算する。
  - エ. 失権に至るまでの過失点を加算する。
  - オ. 前段（自馬）で失権となった場合は、200点の減点を加算する。
  - カ. 失権となった選手に次の失権点を加算する。
 

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| ・スタートライン通過前に失権となった場合                | 60点 |
| ・スタートライン通過後フィニッシュライン到達までの間に失権となった場合 | 40点 |
| ・フィニッシュライン通過後に失権となった場合              | 20点 |

- ⑤ 競技中の人馬に故障が生じた場合の処置は次による。
- ア. 選手に競技続行不能の故障が生じた場合は失権とする。また、出番表発表後に選手が出場不能になった場合についても失権とする。
  - イ. 馬匹に故障が生じた場合は次による。
    - ・前段の選手が、馬匹に故障を与え、後段の選手が競技できなくなった場合は、前段の選手の減点に、さらに200点の減点を加算し、後段の選手は当該対戦競技者の最低減点者と同じ減点とする。
    - ・後段の選手が、馬匹に故障を与え走行不能となった場合は、その時点で失権とし、失権者としての減点を算出し、さらに前段の選手の減点に200点の減点を加算する。採点は、FEI規程基準Aを適用する。
- ⑥ 後段に騎乗する選手は、準備運動で2回の飛越が許されるが、呼び出されたら直ちに入場すること。なお、準備運動において、拒止あるいは逃避が累計2回となった場合は、飛越1回分として扱う。
- ⑦ 勝敗が確定した場合でも対戦する最終競技者は走行する。

## 17. スピードアンドハンディネス

- ① 障害物の個数は12個以内とする。
- ② 採点は、JEF規程基準Cを適用する。
- ③ JEF規程第263条を適用する。
- ④ 総タイムが同じ場合は、同順位とする。

## 18. 六段障害飛越競技

- ① JEF規程第262条1及び3を適用する。ただし、1.4項および1.5項は適用しない。
- ② スタートの合図後の45秒は計測せず、掲示もしない。
- ③ スタートライン通過後から第1障害の飛越、あるいは落馬を含めて次の障害物の通過までに45秒以上かかった場合は、失権とする（JEF規程第241条3.3,3.4,3.5を適用）

## 19. 鞍下ゼッケン

鞍下ゼッケンには、県名及び県マーク以外の表示はできない。

## 20. アンチ・ドーピング

- ① 国民体育大会ドーピングコントロール規程に則り、競技会内外において薬物検査が実施され馬術競技参加選手が検査対象となることがある。
- ② 参加馬匹に関し、競技会場において薬物検査を実施する場合がある。
- ③ 陽性結果が出た場合は、(公財)日本スポーツ協会の規程により成績の剥奪及び順位の上上げ等の措置がとられる。なお、馬匹についても同様の措置を準用する。
- ④ 競技内外とは、本大会の参加申し込み後から大会終了後までの期間を指す。

## 21. 逆標旗での飛越

- ① 障害の練習において、障害物を逆標旗で飛越した場合は、その都度罰則金として50,000円を徴収する。
- ② 徴収した罰則金は、オリンピック協賛金とする。

## 22. 欠場後の再出場

監督会議終了後に欠場届を提出し、受理された者あるいは馬匹が、その後の競技に出場可能となった場合は、監督名にて競技運営委員長宛文書を総務委員に提出しなければならない。なお、疾病が理由により欠場した場合については、医師あるいは獣医師の競技参加可能である旨の証明書を添付すること。